

# 平成26年外資系企業動向調査

## 調査票記入の手引

### 目次

I. 調査の概要	1 ページ
II. 一般事項	3
III. 個別事項	
記入内容の照会先欄	6
1. 企業の概要等	6
2. 操業状況等	8
3. 雇用の状況（常時従業者数）	10
4. 事業所の種類・機能	10
5. 売上高、仕入高	11
6. 費用等の状況	12
7. 収益の状況	13
8. 資産の状況	13
9. 日本の投資環境について	
～	
15. 今後の日本での事業展開について	13
IV. 別表	
1. 業種分類表	14
2. 国・地域分類表	18

#### 問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課  
外資系企業動向調査事務局

(電話) 0120-321-775 (フリーダイヤル)

(URL)

日本語 : <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/gaisikei/index.html>

English : <http://www.meti.go.jp/english/statistics/tyo/gaisikei/index.html>

# I. 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とし、昭和42年から毎年実施しているものです。

## 2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計法に基づき、経済産業省が実施するものです。

また、この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって統計目的以外の、例えば徴税事務などに使用されることはありません（統計法第41条）。

## 3. 調査の対象

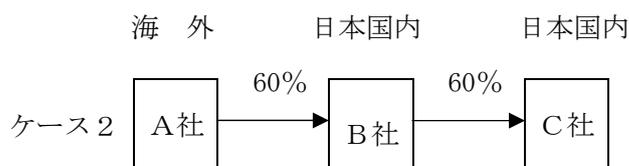
この調査は、平成26年3月末時点で以下の条件を満たす企業、及び平成25年度中に条件を満たしていた企業を調査の対象としています。

- ① 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業（ケース1）
  - ② 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が、当該企業の株式又は持分の3分の1超となる企業（ケース2及び3）
  - ③ 上記①、②いずれの場合も、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業
- ※ 平成23年調査より、持株会社を経由した間接出資のみならず事業会社を含むあらゆる国内法人からの間接出資も対象としています。
- ※ 外国投資家とは、本調査においては非居住者である個人、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本社を有する法人その他の団体をいいます。
- ※ 直接出資比率とは、資本金又は出資金総額に占める外国投資家の株式又は持分の比率です。間接出資比率とは、外国投資家の国内法人への出資比率に国内法人からの当該企業への出資比率を乗じたものです。

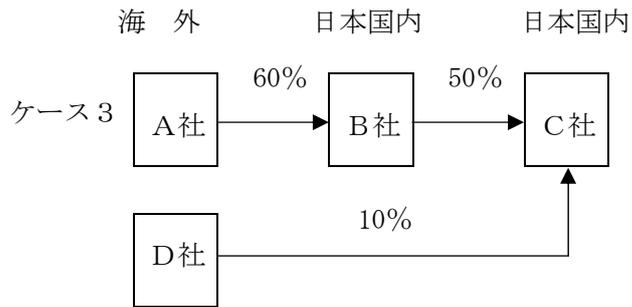
### <対象例>



この場合、A社からB社への出資比率が3分の1超であるため、B社は調査の対象となります。



この場合、A社からB社への出資比率（60%）× B社からC社への出資比率（60%）＝36%（間接出資比率）となり、出資比率が3分の1を超えていることから、B社に加えて、C社も調査の対象となります。



この場合は外国側出資者D社からの直接出資比率（10％）と、A社からB社への出資比率（60％）× B社からC社への出資比率（50％）＝30％（間接出資比率）の合計出資比率が10％＋30％＝40％となり、3分の1を超えていることから、B社に加えてC社も調査の対象となります。

#### 4. 調査方法

この調査は、経済産業省が調査対象企業に調査書類を配付し、各企業において記入の上、返送していただく書面調査です。

なお、必要に応じて外資系企業動向調査事務局から電話等による照会をすることがあります。

#### 5. 調査票の提出期限

調査票は、同封の返信用封筒に入れ、平成26年8月31日までに到着するよう提出してください。

#### 6. 調査結果の公表

この調査は、業種別、地域別等に集計し、貿易経済協力局貿易振興課により分析、公表します。



## 7. 「平成26年経済産業省企業活動基本調査」にもご協力いただいた企業に関して

貴社が「平成26年経済産業省企業活動基本調査」の調査対象に該当し、既に回答している場合は、**3**雇用の状況～**15**今後の日本での事業展開についてのうち「赤枠内の調査項目」のみ記入してください。

ただし、「平成26年経済産業省企業活動基本調査」に回答していない場合には、**3**雇用の状況～**15**今後の日本での事業展開についての全ての調査項目に記入してください。

なお、企業活動基本調査とは、統計法に基づき実施される基幹統計調査で、下表に掲げる業種に属する事業所を有し、従業者50人以上、かつ、資本金又は出資金3千万円以上の企業を対象として、外資系企業動向調査とは別に調査をお願いしているものです。

経済産業省企業活動基本調査の調査対象業種（ご参考）

鉱業、採石業、砂利採取業	
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業
	ガス業
情報通信業	ソフトウェア業
	情報処理・提供サービス業
	インターネット附随サービス業
	映画・ビデオ制作業
	テレビジョン番組制作業
	アニメーション制作業
	新聞業
卸売業・小売業	卸売業
	小売業
金融業・保険業	クレジットカード業、割賦金融業
物品賃貸業	産業用機械器具賃貸業
	事務用機械器具賃貸業
	自動車賃貸業（レンタルを除く）
	スポーツ・娯楽用品賃貸業
	その他の物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
	デザイン業
	広告業
	エンジニアリング業
	機械設計業
	商品・非破壊検査業
	計量証明業
宿泊業、飲食サービス業	写真業
	一般飲食店（酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く） 持ち帰り・配達飲食サービス業

生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業
	その他の洗濯・理容・美容業・浴場業
	その他の生活関連サービス業
	冠婚葬祭業（冠婚葬祭互助会を含む）
	写真プリント現像・焼付業
	映画館
	スポーツ施設提供業
	公園、遊園地・テーマパーク
教育・学習支援業	外国語会話教室
	カルチャー教室（総合的なもの）
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業
	機械等修理業
	電気機械器具修理業
	職業紹介業
	労働者派遣業
	ディスプレイ業
	テレマーケティング事業
	その他の事業サービス業

## 8. 英語版調査票、調査票記入の手引について

調査票及び記入の手引の英語版が、下記の経済産業省のホームページに掲載されていますので利用してください。

<http://www.meti.go.jp/english/statistics/tyo/gaisikei/index.html>（経済産業省英語版HP）

英語版の調査票で回答される場合は、ホームページに掲載されている調査票を印刷し、使用してください。

The English version of the Survey of Trends in Business Activities of Foreign Affiliates is available on the METI home page at the following URLs.

URLs : <http://www.meti.go.jp/english/statistics/tyo/gaisikei/index.html>

(METI English Version HP)

If you wish to make the submission in English, please print out and use the English Survey Form. Thank you very much for your cooperation.

### Ⅲ. 個別事項

昨年度までにご協力いただいた企業の調査票には、**1**企業の概要等の各項目に記入された内容をプレプリントしました。プレプリントした内容に変更があった場合は、その箇所を——— で消して修正してください。

今年から新たにご協力いただく場合はプレプリントされていないので、全て記入してください。

#### 記入内容の照会先欄

調査票に記入された内容について、外資系企業動向調査事務局より照会する場合があります。回答した方の氏名、所属する部署の名称及び電話番号、連絡先所在地（102「本社の所在地」と異なる場合のみ）を記入してください。

#### **1** 企業の概要等

##### 101 企業の名称

商号又はその他営業上用いている正式な名称を記入してください。

フリガナはカタカナで記入してください。

##### 102 所在地

本社又は本店の所在地及び郵便番号を記入してください。

登記簿上の本社又は本店の所在地と、実際に本社機能を有する所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有する場所の所在地及び郵便番号を記入してください。

##### 103 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して本調査票用の業種分類表を作成しています。記入に当たっては、「別表1. 業種分類表」（14～17ページ）を参照して該当する業種番号、業種名を記入してください。業種が多岐にわたる場合には、利益や売上高が最も大きい業種としてください。

なお、平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づいて調査を行っています。

##### 104 外資比率

貴社の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合を、小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで右詰めで記入してください。

国内法人からの被出資企業においては、

- (1) 国内法人からの間接出資（外国投資家から国内法人への出資を経由して貴社へ出資されたもの。以下同様。）のみの場合は、その間接出資比率（外国投資家の国内法人への出資比率に国内法人から貴社への出資比率を乗じたもの。以下、同様。）を記入してください。
- (2) 外国投資家から直接出資と間接出資の両方がある場合は、その直接出資比率と間接出資比率の合計を記入してください。

##### 105 外国側筆頭出資者名

カタカナ又はアルファベットで記入してください。

外国側筆頭出資者が法人の場合は、法人名を記入してください。

国内法人からの被出資企業においては、

- (1) 国内法人からの間接出資のみの場合は、国内法人の外国側筆頭出資者名を記入してください。
- (2) 外国投資家からの直接出資と、国内法人からの間接出資の両方がある場合は、
  - ① 国内法人からの間接出資比率の方が高ければ、国内法人の外国側筆頭出資者名を記入してください。

② 外国投資家からの直接出資比率の方が高ければ、その直接出資した外国側出資者名を記入してください。

#### 106 外国側筆頭出資者の国籍

105「外国側筆頭出資者名」で記入した外国側筆頭出資者の国籍について、「別表2. 国・地域分類表」（18・19ページ）により、国・地域番号及び国・地域名を記入してください。

#### 107 外国側筆頭出資者の出資比率

貴社の発行済み株式総数若しくは出資金総額に占める外国側筆頭出資者（105「外国側筆頭出資者名」で記入した外国側筆頭出資者）による所有株式数又は出資金額の割合を次に従って小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで右詰めで記入してください。

(1) 外国側筆頭出資者からの出資が間接出資のみの場合は、その間接出資比率を記入してください。

(2) 外国側筆頭出資者からの出資が、直接出資と国内法人からの間接出資の両方がある場合は、その直接出資比率と国内法人を経由した間接出資比率の合計を記入してください。

#### 108 外国側筆頭出資者の業種分類

105「外国側筆頭出資者名」で記入した外国側筆頭出資者の業種が貴社と同業種である場合には「1」に、異業種である場合には「2」に○を付けて、その業種番号及び業種名を「別表1. 業種分類表」（14～17ページ）を参照して記入してください。業種名が不明の場合は、具体的な業務内容を記入してください。

また、業種が多岐にわたる場合には、利益や売上高が最も大きい業種としてください。

外国側筆頭出資者が個人の場合は、業種番号を空欄とし、業種名に「個人」と記入してください。

#### 109 資本金又は出資金

平成26年3月末時点の払込済資本金の額又は出資金の額を記入してください。

#### 110 決算月

決算月は貴社の決算期区分により、次の原則に従って記入してください。

(1) 1年決算の場合：平成25年4月1日以降平成26年3月31日までに到来した決算月を記入してください。

(2) 半年決算の場合：平成25年10月1日以降平成26年3月31日までに到来した決算月を記入してください。

#### 111 消費税の取扱

金額を記入する項目に関して、消費税が含まれているか、否かを記入してください。税込みの場合は「1」に、税抜きの場合は「2」に○を付けてください。

## 2 操業状況等

### 2-1. 操業状況

#### 211 操業状況

調査時点（平成26年3月末現在）における貴社の操業状況について、該当する番号に○を付けてください。

##### 1. 操業中

操業中とは、実際に操業を行っている、営業を行っている場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の全ての項目について記入してください。

##### 2. 設立後初決算前

設立後初決算前とは、設立後又は外資導入後、まだ最初の決算を迎えていない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目のうち、231「設立又は外資参入の時期」、241「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」、911「日本の投資環境について」～1501「今後の日本での事業展開について」を記入してください。

##### 3. 未設立・未操業

未設立とは、「外国為替及び外国貿易法」による届出又は事後報告をした後、未だ設立されていない場合をいい、未操業とは、設立はされたがまだ操業していない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目のうち、231「設立又は外資参入の時期」、241「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」、911「日本の投資環境について」～1501「今後の日本での事業展開について」を記入してください。

##### 4. 休眠中

休眠中とは、操業（営業）を行っていない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目のうち、231「設立又は外資参入の時期」、241「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」、911「日本の投資環境について」～1501「今後の日本での事業展開について」を記入してください。

##### 5. 解散、撤退、外資比率の低下

解散とは、会社が営業活動をやめ、その法人格の消滅を期す状態に入ることを入ります。解散には、清算（合併以外の原因によって会社が解散した後に、会社の法律関係を処理する手続のことを指す。）や、いわゆる倒産、破産なども含まれます。

撤退とは、売却、吸収・合併が行われ、結果的に外資比率が0%となったことをいいます。

外資比率の低下とは、外国投資家（複数の場合はその合計）の出資比率（間接出資比率を含む。）が3分の1以下になった場合を入ります。

これらに該当する場合は、該当することとなった時期について、ア又はイに○を付け、アを選択した企業のみ221, 222「機能の移転」、231「設立又は外資参入の時期」、911「日本の投資環境について」～1501「今後の日本での事業展開について」を記入してください。

### 2-2. 機能の移転

211「操業状況」で「1. 操業中」、又は「5. 解散、撤退、外資比率の低下」で「ア.平成25年度（2013年度）」と回答した企業のみ記入してください。

移転とは、国内の企業、組織（支店、事業所、部署等）が完全に閉鎖することにより、当該企業、組織が持つ機能と同等のものが海外に新規設立された、又は海外の既存拠点に吸収されたことを指します。

221「機能の移転」で「1. ある」と回答した企業のみ、222に回答してください（複数回答可）。  
移転先の国・地域名は、「別表2. 国・地域分類表」（18・19ページ）に従った表記で記載してください。

なお、各機能の一例は以下のとおりです。

- ・経営企画機能：経営戦略や経営計画を定め、それらを実行するための経営資源の配分等を行う拠点。
- ・営業・販売・マーケティング機能：商品・サービスの販売、営業、及び販売・営業戦略を立案する拠点。
- ・研究開発機能：製品・サービスの生産・製造工程等に関する開発や技術的改善を図る業務を担当する拠点。研究開発には基礎研究、応用研究、開発研究全て含まれます。
- ・製造・加工機能：製品・サービスを製造若しくは加工する拠点。
- ・物流機能：製品・サービスの輸送、配送、保管、荷役、流通加工等を行う拠点。
- ・金融・財務機能：予算の作成、経理、資金の運用又は調達等を行う拠点。
- ・人事・人材育成機能：人材の採用、配置、処遇、及び育成を担当する拠点。

## 2-3. 設立又は外資参入の時期

### 231 設立又は外資参入の時期

外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた時期を西暦4桁、月2桁で記入してください。設立時において外資比率が3分の1を超えていない場合は、3分の1を超えた時期を記入してください。

なお、出資元が外国投資家から他の外国投資家、あるいは外国投資家から外資系国内法人に変更になった場合においては、その「出資元が変更になった時期」ではなく、当初の「設立又は外資参入の時期」を記入してください。

## 2-4. 外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由

### 241 外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由

貴社の株式又は持分のうち、外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由について以下の1～4のうち、該当する番号に○を付けてください。

なお、出資元が外国投資家から他の外国投資家、あるいは外国投資家から外資系国内法人に変更になった場合においては、その「出資元が変更になった時の事由」ではなく、当初の「設立又は外資参入した時の外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」を記入してください。

#### 1. 単独で新規設立

単独で企業を設立した場合をいいます。

#### 2. 合併で新規設立

合併企業を設立した時点で、外国投資家の株式又は持分が3分の1を既に超えていた場合をいいます。

#### 3. 合併・買収（M&A）

企業を設立した時点においては外国投資家の株式又は持分が3分の1以下であったが、その後他の外資系企業と合併したことにより合併後の企業における外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた場合や、外国投資家による株式又は持分の買い取り、若しくは増資引き受けによって3分の1を超えた場合をいいます。

#### 4. その他

企業を設立した時点においては外国投資家の株式又は持分が3分の1以下であったが、その後上記以外の理由によって外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた場合をいいます。

#### 3 雇用の状況（常時従業者数）

平成26年（2014年）3月末時点の従業者数を記入してください。3月末の状況が記入できない場合は、それ以前で最も近い記入可能な時点の従業者数を記入してください。

なお、従業者数には、貴社が主として給与を支払っている（主として負担している）出向者及び他企業からの出向者も含まれます。人材派遣業者からの派遣従業者は従業者に含めないでください。

#### 301 合計

平成26年（2014年）3月末現在の有給役員と常用雇員者の合計人数を記入してください。

#### 302 うち、外国人常時従業者数

301「合計」で記入した数の内数を記入してください。

#### 303 有給役員

経営、管理に携わっている有給の常勤役員数を記入してください。

#### 304 うち、外国人有給役員

303「有給役員」で記入した数の内数を記入してください。

#### 305 常用雇員者

常用雇員者（正社員、正職員、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と平成26年（2014年）3月末の前2か月においてそれぞれ18日以上雇用した者）の総数を記入してください。

#### 306 うち、外国人常用雇員者数

305「常用雇員者」で記入した数の内数を記入してください。

#### 307 正社員、正職員

上記の常用雇員者のうち、正社員、正職員の数を記入してください。

#### 308 うち、外国人正社員、正職員数

307「正社員、正職員」で記入した数の内数を記入してください。

#### 309 パート、アルバイト

上記の常用雇員者のうち、パート、アルバイト（又はそれに近い名称で呼ばれている者で、正社員、正職員より1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が短い者）の数を記入してください。

#### 4 事業所の種類・機能

##### 4-1 国内事業所の種類・機能

平成26年（2014年）3月末時点の国内における機能別事業所数を記入してください。3月末で記入できない場合には、それ以前で最も近い記入可能な時点の機能別事業所数を記入してください。また、1つの事業所が複数の機能を有している場合は、それぞれの機能欄に計上し、該当する数字がない場合は「0」を記入してください。

## **4** - 2. 地域統括拠点の立地について

### **421 アジア・オセアニア地域における地域統括拠点 (1)**

平成26年(2014年)3月末時点で、貴社がアジア・オセアニア地域の地域統括拠点である場合は「1. はい」を、地域統括拠点に該当しない場合は「2. いいえ」を選択し、番号に○を付けてください。

地域統括拠点とは、海外親会社(105「外国側筆頭出資者名」で記入した外国側筆頭出資者。以下同様。)と資本関係を有するアジア・オセアニア地域の各拠点が行う事業を統括する拠点をいいます。アジア・オセアニア地域の各拠点の形態には、子会社、支店、事務所等がありますが、駐在員事務所は拠点に含まれません。

### **422 アジア・オセアニア地域における地域統括拠点 (2)**

421で「1. はい」と回答した企業のみが記入の対象となります。

貴社が統括する拠点が設置されている国・地域について、該当する番号に○を付けてください(複数回答可)。さらに、それらの拠点に対して貴社が統括する機能を調査票の「機能欄」から選び、番号を記入してください(複数回答可)。

### **423 アジア・オセアニア地域における地域統括拠点 (3)**

421で「2. いいえ」と回答した企業、又は「1. はい」と回答した企業で貴社以外にもアジア・オセアニア地域に地域統括拠点がある企業のみが記入の対象となります。

貴社の海外親会社に関し、アジア・オセアニア地域における地域統括拠点の設置状況について422と同様に回答してください。

なお、海外親会社がアジア・オセアニア地域統括拠点の役割を担っている場合には、「21. 設置していない」を選択してください。

## **5** 売上高、仕入高

### **5** - 1. 売上高

#### **511 売上高**

自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額、仕入商品売上高、その他の事業収入の合計額(保税地域からの売上を含む。)を記入してください。

なお、代理商・仲立業における売上高は商品の取扱額ではなく、手数料収入額をいいます。

#### **512 うち、輸出高**

上記の売上高のうち、自社名義で通関手続を行って直接輸出した金額を記入してください。

#### **513 うち、外国側筆頭出資者への輸出高**

上記の輸出高のうち、外国側筆頭出資者(105「外国側筆頭出資者名」で記入した外国側筆頭出資者)への直接輸出の合計額を記入してください。

#### **514 うち、アジア域内への輸出高**

上記の輸出高のうち、アジア域内(別表2「国・地域分類表」(18ページ)でアジアに分類されている25カ国・地域)への直接輸出の合計額を記入してください。

#### **515 うち、ロイヤルティ収入**

上記の売上高のうち、貴社が実施した研究開発活動の成果に対して社外から得た特許権、著作権等の知的財産権等に対する対価の合計額を記入してください。

## 5 - 2. 仕入高

### 521 仕入高

原材料、部品、半製品等の仕入高や他の企業からの商品仕入高を記入してください。

### 522 うち、輸入高

上記の仕入高のうち、自社名義で通関手続を行って、直接輸入した金額を記入してください。

### 523 うち、外国側筆頭出資者からの輸入高

上記の輸入高のうち、外国側筆頭出資者（105「外国側筆頭出資者名」で記入した外国側筆頭出資者）からの直接輸入の合計額を記入してください。

### 524 うち、アジア域内からの輸入高

上記の輸入高のうち、アジア域内（別表2「国・地域分類表」（18ページ）でアジアに分類されている25カ国・地域）からの直接輸入の合計額を記入してください。

## 6 費用等の状況

### 6-1. 外国側筆頭出資者への支払い費用

以下の611「配当金」～613「ロイヤルティ」について、外国側筆頭出資者（105「外国側筆頭出資者名」で記入した外国側筆頭出資者）への支払い費用を記入してください。

#### 611 配当金

平成25年度（2013年度）に係る利益処分として株主に対して支払われた又は支払われるべき配当金のうち、外国側筆頭出資者への配当金の額を記入してください。

#### 612 借入金利息

外国側筆頭出資者から借り入れた借入金の利息を決算ベースの金額で記入してください。

#### 613 ロイヤルティ

外国側筆頭出資者が貴社に提供した特許権、著作権などの知的財産権等に対する対価を、決算ベースの金額で記入してください。

### 6-2. 研究開発費

#### 621 研究開発費

研究開発費とは、研究（新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査）、開発（新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること）に伴う費用を指します。

- ・ 自社研究開発費：自社の研究開発のために、自社において使用した研究開発費。
  - － 自社のための研究開発に従事する者の給与・賞与（退職金は除く）。
  - － 研究開発に係る有形固定資産の減価償却費。
  - － 自社の研究開発に係る原材料費、光熱費、消耗品費、その他の経費。
  - － ソフトウェアの制作費を研究開発費として費用処理している場合は計上してください。
- ・ 委託研究開発費：社外（国内・海外）に委託した研究開発費（委託費、賦課金等）。
- ・ 受託研究費：社外から受け入れた研究費（補助金、寄付金、交付金等を含む）。

## 6-3. 設備投資額

### 631 設備投資額（土地を除く）

平成25年度（2013年度）中の有形固定資産（建設仮勘定を含み、土地を除く）の償却前の取得額を記入してください。

## 7 収益の状況

### 701 経常利益

営業損益と営業外損益の合計額を記入し、損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。また、次式により算出しても差し支えありません。

経常利益＝（売上高－売上原価－販売費・一般管理費）＋（営業外収益－営業外費用）

### 702 当期純利益

経常損益と特別損益の合計額から法人税等を差し引いた金額を記入してください。

損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

## 8 資産の状況

平成26年（2014年）3月末時点の資産額を記入してください。3月末で記入できない場合には、それ以前で最も近い記入可能な時点の資産額を記入してください。

### 801 資産合計

流動資産（現預金、売掛金、受取手形、有価証券等）、固定資産（有形固定資産、無形固定資産、投資等）、繰延資産（創立費、開発費、新株発行費等）の合計を記入してください。

### 802 純資産合計

貸借対照表の純資産の部の合計を記入してください。

## 9 日本の投資環境について ～ 15 今後の日本での事業展開について

各設問の指示に従い、貴社から見て該当するものがある場合はその番号に○を付け、該当するものがない場合は「その他」を選択し、具体的に記述してください。

なお、複数回答可としている設問については、回答数の上限が3項目又は5項目までと設問により異なる点に留意して下さい。

### 1211～1301 日本企業との業務提携

業務提携とは、貴社と日本企業において業務上の協力関係を契約によって築くことを意味し、単なる商取引、代理店契約は含めずに回答してください。また、資本のみの提携も本調査の対象としていません。

## 別表1. 業種分類表

注. 「研究所」は親会社と同一の業種格付けとしてください。

番号	業種名	内容例示
	<b>農業、林業、漁業</b>	
0101	農業	耕種農業、畜産農業、農業・園芸サービス業等
0102	林業	育林業、素材生産業、製薪炭業、林業サービス業等
0103	漁業・水産養殖業	海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
	<b>鉱業、採石業、砂利採取業</b>	
0201	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業（金、銀、鉛、亜鉛、鉄、タングステン等）、石炭・亜炭鉱業（炭鉱等）、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業等
	<b>建設業</b>	
0301	建設業	総合工事業（一般土木建築工事業、舗装工事業、木造建築工事業等）、職別工事業（塗装工事業、床・内装工事業等）、設備工事業（電気工事業、電気通信・信号装置工事業等）
	<b>食料品、飲料・たばこ・飼料製造業</b>	
0401	食料品製造業	畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、調味料等
0402	飲料製造業	清涼飲料、酒類等
0403	たばこ製造業	
0404	飼料・有機質肥料製造業	配合飼料、有機質肥料等
	<b>繊維工業</b>	
0501	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸製造業	製糸、化学繊維、炭素繊維、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、ねん糸等
0502	織物業、ニット生地製造業	綿・スフ織物、絹・人絹織物、毛織物、細幅織物、丸編ニット生地等
0503	染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業	染色・整理、網、網、レース、フェルト・不織布、繊維粗製品等
0504	衣服・その他の繊維製品製造業	織物製外衣、ニット製外衣、下着、和装製品、寝具、じゅうたん等
	<b>木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品製造業</b>	
0601	木材・木製品製造業	一般製材、ベニヤ板、合板、パーティクルボード等
0602	パルプ・紙製造業	パルプ、洋紙、板紙、和紙
0603	紙加工品製造業	段ボール、壁紙、事務用・学用紙、紙製容器等
	<b>化学工業</b>	
0701	化学肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料、複合肥料等
0702	無機化学工業製品製造業	ソーダ、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、リン酸、塩等
0703	有機化学工業製品製造業	エチレン等石油化学系基礎製品、脂肪族系中間物、エチルアルコール、フェノール樹脂等プラスチック、合成ゴム等
0704	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	脂肪酸、グリセリン、石けん、合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、ろうそく等
0705	医薬品製造業	医薬品、ワクチン、生薬・漢方製剤等
0706	化粧品・歯磨、その他の化粧用調整品製造業	化粧品、シャンプー、歯磨等
0707	その他の化学工業	火薬類、農薬、ゼラチン、接着剤、写真感光材料等

番号	業種名	内容例示
	<b>石油製品・石炭製品製造業</b>	
0801	石油精製業	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油等
0802	その他の石油製品・石炭製品製造業	潤滑油、グリース、コークス、練炭、豆炭、舗装材料等
	<b>窯業・土石製品製造業</b>	
0901	ガラス・同製品製造業	板ガラス、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具等
0902	セメント・同製品製造業	セメント、生コンクリート、コンクリート製品等
0903	その他の窯業・土石製品製造業	陶磁器・同関連製品、建設用粘土製品、耐火物、炭素・黒鉛製品、研磨材等
	<b>鉄鋼業</b>	
1001	銑鉄・粗鋼・鋼材製造業	銑鉄、粗鋼、鋼材、鋼管等
1002	鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品製造業	銑鉄鋳物、鋳鋼等鉄素形材、銑鋼シャースリット等
	<b>非鉄金属製造業</b>	
1101	非鉄金属製錬・精製業	銅、鉛、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミニウム等
1102	その他の非鉄金属製品製造業	伸銅品等非鉄金属・同合金圧延製品、電線、ケーブル、非鉄金属鋳物、非鉄金属鍛造品
	<b>金属製品製造業</b>	
1201	建設用・建築用金属製品製造業	鉄骨、鉄塔、橋りょう等建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品等
1202	その他の金属製品製造業	ブリキ缶、めっき板、洋食器、刃物、金物、暖房装置、金属素形材、金属線製品、ボルト、ナット、リベット等
	<b>はん用機械器具製造業</b>	
1301	一般産業用機械・装置製造業	エレベータ、エスカレータ、コンベヤ、工業窯炉、冷凍機、湿潤調整装置等
1302	その他のはん用機械器具製造業	ボイラ、原動機、ポンプ、圧縮機、消火器、軸受等
	<b>生産用機械器具製造業</b>	
1401	農業用機械、建設機械・鉱山機械、繊維機械製造業	農業用機械、建設機械、鉱山機械、化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械等
1402	生活関連産業用機械・基礎素材産業用機械製造業	食品機械、木材加工機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装・荷造機械、鋳造装置、化学機械、プラスチック加工機械等
1403	金属加工機械製造業	旋盤、ボール盤等金属工作機械、圧延機械、ベンディングマシン等金属加工機械等
1404	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	ウェーハプロセス装置、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置
1405	その他の生産用機械器具製造業	金型、真空装置、ロボット等
	<b>業務用機械器具製造業</b>	
1501	事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業	複写機等事務用機械器具、営業用洗濯機、自動車洗浄機、遊園施設機械、自動販売機、両替機、自動ドア等
1502	光学機械器具・レンズ製造業	カメラ、顕微鏡、望遠鏡、映画用機械、光学機械用レンズ、プリズム等
1503	その他の業務用機械器具製造業	計量器、測定器、分析機器、試験機、測定機械器具、理化学機械器具、医療用機械器具、武器等

番号	業種名	内容例示
1601	<b>電気機械器具製造業</b> 産業用電気機械器具製造業	発電機、電動機、その他の回転電気機械、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、分電盤、電気溶接機、電気炉等
1602	民生用電気機械器具製造業	電子レンジ、冷蔵庫、電気がま、扇風機、電気温水器、エアコン、洗濯機、掃除機、アイロン、電気ストーブ等
1603	電子応用装置製造業	X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡等その他の電子応用装置
1604	その他の電気機械器具製造業	電球、蛍光灯等電球・電気照明器具、蓄電池、乾電池、電気計測器、工業計器、化学分析機器、永久磁石等
1701	<b>情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業</b> 通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	電話機、ファクシミリ等有線通信機械器具、ラジオ・テレビ放送装置、携帯電話等無線通信機械器具、ラジオ・テレビ受信機、ビデオ機器、デジタルカメラ、ステレオ、カラオケ等電気音響機器等
1702	電子計算機・同附属装置製造業	電子計算機、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置、光ディスク装置等外部記憶装置等
1703	電子部品・デバイス・電子回路製造業	ブラウン管等電子管、ダイオード、トランジスタ、集積回路、液晶パネル・フラットパネル、抵抗器、コンデンサ、変成器、磁気ヘッド、半導体メモリメディア、光ディスク、電子回路基盤、ユニット部品等
1801	<b>輸送機械器具製造業</b> 自動車、自動車車体・附属車製造業	乗用車、バス、トラック、二輪自動車、トレーラ
1802	自動車部分品・附属品製造業	自動車エンジン、ブレーキ、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギア等
1803	その他の輸送用機械器具製造業	鉄道車輛・同部品、船舶、船用機関、航空機・同附属品、産業用車輛・同部分品附属品、自転車・同部分品等
1901	<b>その他の製造業</b> 家具・装備品製造業	家具、宗教用具、建具等
1902	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
1903	プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品・フィルム・シート・床材、合成皮革、工業用プラスチック製品、発泡・強化プラスチック製品、プラスチック成型材料等
1904	ゴム製品製造業	タイヤ、チューブ、ゴム製・プラスチック製履物、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品等
1905	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革、工業用革製品、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮等
1906	その他の製造業	貴金属・宝石製品、装身具、装飾品、ボタン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペン・鉛筆等事務用品、漆器、畳等生活雑貨製品等
2001	<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b> 電気業、ガス業、熱供給業、水道業	発電所、変電所、ガス製造工場、ガス供給所、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
2101	<b>情報通信業</b> 通信業	固定電気通信業、移動電気通信業等
2102	放送業	公共放送業、民間放送業、有線放送業

番号	業種名	内容例示
2103	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
2104	インターネット附属サービス業	ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、ウェブ・コンテンツ提供業、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業等
2105	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業等
2201	<b>運輸業</b> 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業
2202	倉庫業・運輸に附帯するサービス業	倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業等
2301	<b>卸売業、小売業</b> 卸売業	各種商品卸売業、機械器具卸売業等
2302	小売業	各種商品小売業、飲食料点小売業、機械器具小売業等
2401	<b>金融業、保険業</b> 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業等
2501	<b>不動産業</b> 不動産業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業
2601	<b>物品賃貸業</b> 物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、自動車賃貸業等
2701	<b>宿泊業、飲食サービス業</b> 宿泊業	旅館、ホテル等
2702	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、酒場・ビヤホール、喫茶店等
2703	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
2801	<b>教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス業</b> 教育、学習支援	幼稚園、学校、学習塾、技能教授所等
2802	医療、福祉	病院、保健所、保育所、介護老人保健施設、障害者支援施設等
2803	複合サービス業	郵便局、協同組合
2901	<b>サービス業</b> 経営コンサルタント業、純粋持株会社	経営コンサルタント業、純粋持株会社
2902	広告業	総合広告業、広告代理業、新聞広告代理業、インターネット広告業等
2903	その他の学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述家業、興信所、翻訳業、獣医学、建築設計業、機械設計業、写真業等
2904	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、映画館、劇場、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場等
2905	その他のサービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、速記業、複写業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教等

別表 2. 国・地域分類表

番号	国・地域名
	〔北 米〕
101	アメリカ
102	カナダ
	〔中南米〕
201	メキシコ
202	パナマ
203	エルサルバドル
204	ブラジル
205	アルゼンチン
206	パラグアイ
207	チリ
208	ペルー
209	ドミニカ共和国
210	ベネズエラ
211	ボリビア
212	バハマ連邦
213	コロンビア
214	グアテマラ
215	エクアドル
217	ニカラグア
218	コスタリカ
219	トリニダード・トバゴ
220	バーミューダ(英)
221	プエルトリコ(米)
222	仏領西インド諸島
223	ホンジュラス
224	スリナム
225	ジャマイカ
226	ガイアナ
227	ケイマン諸島(英)
228	バージン諸島(米)
229	ウルグアイ
299	その他の中南米
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンティグア・バーブータ</li> <li>・キューバ</li> <li>・セントクリストファー・ネーヴィス</li> <li>・セントルシア</li> <li>・ドミニカ国</li> <li>・ハイチ</li> <li>・ベリーズ</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>
その他の地域	

番号	国・地域名
	〔アジア〕
302	インド
303	パキスタン
304	バングラデシュ
305	スリランカ
306	ミャンマー
307	マレーシア
308	シンガポール
309	タイ
310	インドネシア
311	フィリピン
312	カンボジア
313	ラオス
314	香港
315	台湾
316	ベトナム
317	大韓民国
318	ネパール
319	ブルネイ
320	中華人民共和国
321	マカオ
399	その他のアジア
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東ティモール</li> <li>・ブータン</li> <li>・モルディブ</li> <li>・モンゴル</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>
	〔中 東〕
401	イラン
402	イスラエル
403	クウェート
404	レバノン
405	サウジアラビア
406	アラブ首長国連邦
407	アフガニスタン
408	バーレーン
409	カタール
410	シリア
411	イラク
499	その他の中東
その他の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オマーン</li> <li>・ヨルダン</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>

番号	国・地域名
	〔ヨーロッパ〕
501	イギリス
502	フランス
503	ドイツ
504	ベルギー
505	アイルランド
506	スイス
507	ポルトガル
508	オランダ
509	イタリア
510	ルクセンブルグ
511	スペイン
512	ギリシャ
513	マルタ
514	オーストリア
515	ノルウェー
516	デンマーク
517	アイスランド
518	スウェーデン
519	トルコ
520	ルーマニア
521	フィンランド
522	モナコ
523	キプロス
524	ポーランド
525	ロシア
526	ハンガリー
527	チェコ
528	スロバキア
530	スロベニア
531	エストニア
532	ラトビア
533	リトアニア
534	ブルガリア
599	その他のヨーロッパ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アゼルバイジャン</li> <li>・アルバニア</li> <li>・アルメニア</li> <li>・アンドラ</li> <li>・ウクライナ</li> <li>・ウズベキスタン</li> <li>・カザフスタン</li> <li>・キルギス</li> </ul>
その他の地域	

別表 2. 国・地域分類表

(つづき)

番号	国・地域名
その他の地域	・グルジア
	・クロアチア
	・サンマリノ
	・セルビア
	・タジキスタン
	・トルクメニスタン
	・パチカン
	・ベラルーシ
	・ボスニア・ヘルツェゴビナ
	・モンテネグロ
	・リヒテンシュタイン
など	
	【オセアニア】
601	オーストラリア
602	ニュージーランド
603	フィジー
604	バプア・ニューギニア
605	サモア
606	バラオ
607	北マリアナ諸島(米) (グアム)
608	バヌアツ共和国
609	ソロモン諸島
610	ニューカレドニア(仏)
699	その他のオセアニア
その他の地域	・キリバス
	・ツバル
	・トンガ
	・ナウル
	・ミクロネシア
など	
	【アフリカ】
701	エジプト
702	モロッコ
703	ジンバブエ
704	リベリア
705	タンザニア
706	スーダン
707	ナイジェリア
708	コートジボワール
709	マダガスカル
710	ケニア
711	エチオピア

番号	国・地域名
712	ザンビア
713	ウガンダ
714	ガーナ
715	カメルーン
716	コンゴ共和国
717	コンゴ民主共和国
718	モーリシャス
719	カナリア諸島(西)
720	ルワンダ
721	ガボン
722	シエラレオネ
723	ガンビア
724	モーリタニア
725	セネガル
726	スワジランド
727	リビア
728	ギニア
729	ニジェール
730	チュニジア
731	南アフリカ
799	その他のアフリカ
その他の地域	・アルジェリア
	・アンゴラ
	・サントメ・プリンシペ
	・ジブチ
	・セーシェル
	・ソマリア
	・チャド
	・中央アフリカ
	・トーゴ
	・ナミビア
	・ベナン
	・ボツワナ
	・マリ
・南スーダン	
・モザンビーク	
など	